

保護者の皆様へ（私立学校用）

文部科学省が平成 22 年度からの導入を予定している「私立高等学校等就学支援補助金（国制度）」及び「私立高等学校等授業料軽減補助金（県制度）」についてお知らせします。なお、あくまで現時点での情報であり、国の施策の動向によっては、今後内容が変更される可能性がありますのでご注意ください。

・「私立高等学校等就学支援補助金(国制度)」を受給するには、申請行為が必要です。4 月に配布予定の申請書を記入のうえ、学校を通じて申請してください。

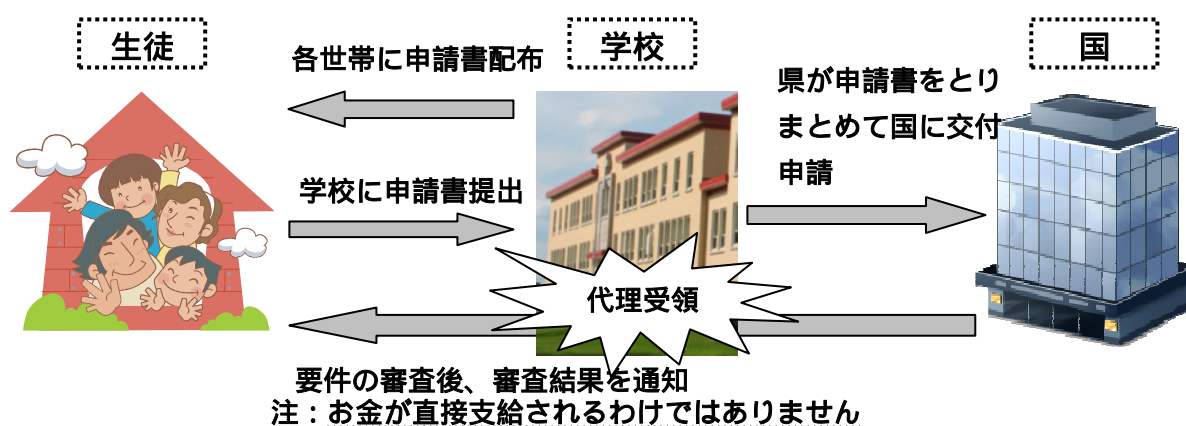
全ての生徒に公立高校の授業料相当額を一律助成します。（上限額：年額 118,800 円）
助成を受けるには、受給資格認定申請書の提出が必要です。

低所得世帯には、補助金が加算されます。

低所得者加算金を受けるには、加算申請書と市町村民長発行の所得課税証明書の提出が必要です。

- ・市町村民税所得割額：非課税・・・上限額：年額 118,800 円
- ・市町村民税所得割額：18,900 円以下・・・上限額：年額 59,400 円

上記要件は、保護者の所得割額を合算して審査します。



制度の詳細・申請方法は、4月上旬までに各私立学校を通じてお知らせします。

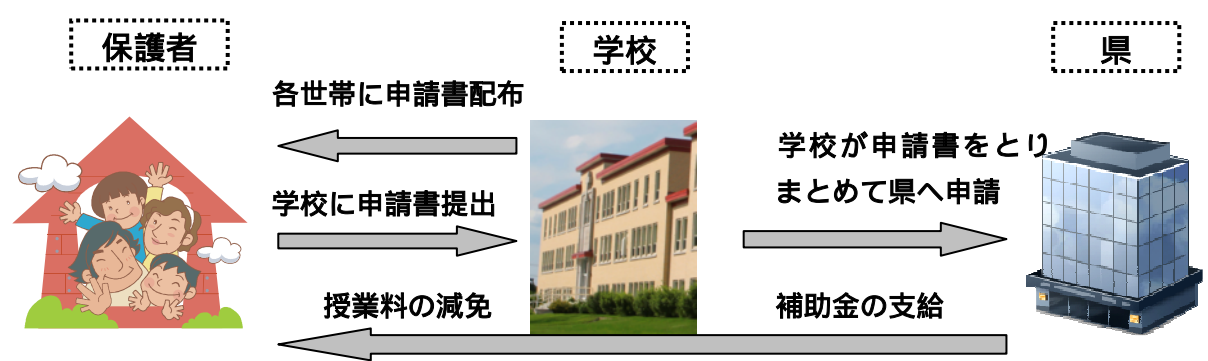
「私立高等学校等授業料軽減補助金(県制度)の申請受付は、秋を予定しています。後日配布の申請書に記入のうえ、学校を通じて申請してください。」

県内在住の保護者の所得が一定の基準を満たす場合には、一定額が助成されます。補助金の申請には、申請書と市町村長発行の所得課税証明書の提出が必要です。

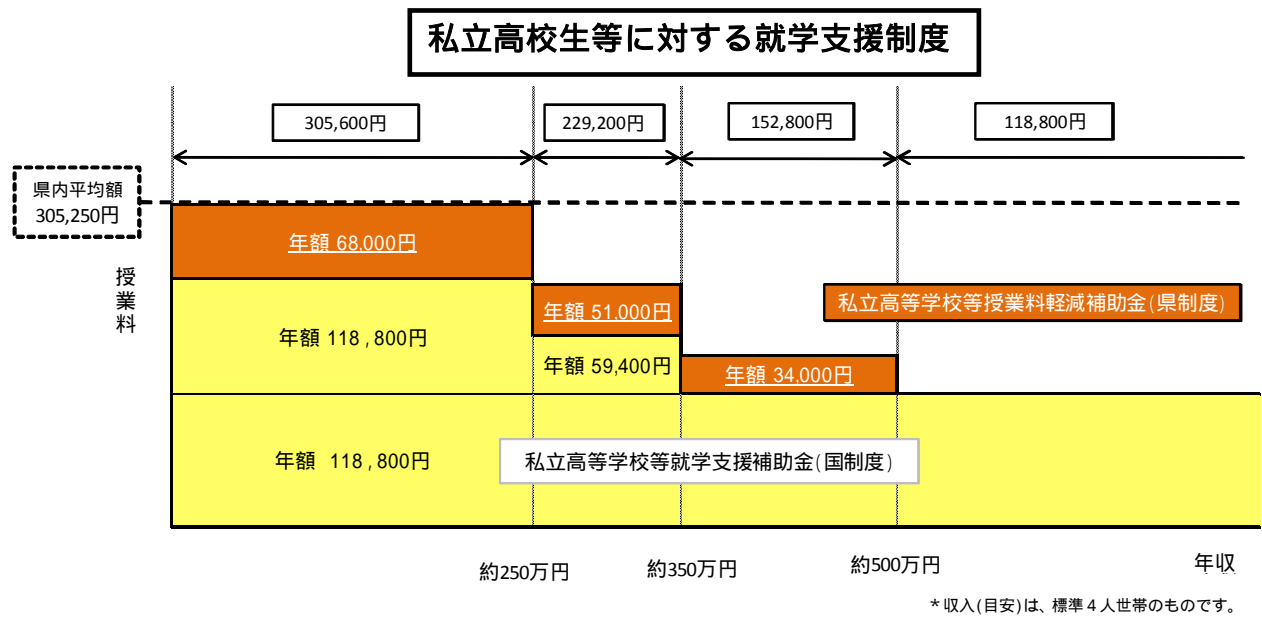
- ・市町村民税所得割額：非課税・・・上限額：年額 68,000 円
- ・市町村民税所得割額：18,900 円以下・・・上限額：年額 51,000 円
- ・市町村民税所得割額：18,900 円超 81,300 円以下・・・上限額：年額 34,000 円

上記要件は、保護者の所得割額を合算して審査します。

県内在住の保護者が失業倒産等により家計が急変した世帯には、前年の所得にかかわらず年額 68,000 円(上限額)が助成されます。補助金の申請には、申請書と失業等を証する証明書の提出が必要です。



制度の詳細・申請方法は、秋に各私立学校を通じてお知らせします。



【対象学校種】岐阜県内の私立高等学校、専修学校・各種学校(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)

担当部署：岐阜県環境生活部人づくり文化課私学担当